

議案第18号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) 佐倉市立志津児童センター
- (2) 佐倉市立西志津学童保育所
- (3) 佐倉市立下志津学童保育所
- (4) 佐倉市立南志津学童保育所
- (5) 佐倉市立第二西志津学童保育所
- (6) 佐倉市立上志津学童保育所
- (7) 佐倉市立第三西志津学童保育所
- (8) 佐倉市立第二上志津学童保育所

2 指定管理者となる団体

東京都江東区深川二丁目7番6号

テルウェル東日本株式会社 代表取締役社長 石川 達

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年8月28日提出

佐倉市長 西 田 三十五